公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第２項の規定により届出があった大規模小売店舗について嬉野市長及び地元住民から提出された法第８条第１項及び第２項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第８条第３項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和８年 11 月 10 日

佐賀県知事　山口　祥義

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称：スーパーセンタートライアル嬉野店

所在地：佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿字二本松甲１７７番１　外８筆

２　届出の内容

（１）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（２）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

②駐輪場の位置及び収容台数

③荷捌き施設の位置及び面積

（３）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

④荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

３　意見の概要

意見なし

４　意見書の縦覧

（１）縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

（２）縦覧期間

令和８年 11 月 10 日から

令和８年 12 月 10 日まで